【決議】原発の即時停止と原発被害対処・被災者政策の 180 度の転換を求める

福島原発事故の被災者には、避難者への住宅支援打ち切りや、汚染地域への帰還政策などによって、救済や復興どころか、むしろ政府や自治体による人災が加えられている。特に年20ミリシーベルトまでの汚染地域への住民帰還は非人道的であり、追加的線量年1ミリシーベルトという国内法の基準にも違反する。世界中でこのような線量を平時に住民に許容・押し付けをする国はない。

放射能汚染物質への対応に関しては、政府や東電は、福島第一原発敷地のタンクに貯められた汚染水の海洋放出を計画し、また、除染で集めた土を「再利用」と称してわざわざ全国に拡散しようとしている。これらは、「汚染は環境に拡散せず閉じ込める」という汚染物管理の基本を逸脱した行為である。特に放射性物質にあっては、低線量被ばくでも健康被害の閾値はないとみなすべきという原則にも反する。しかも、タンクの汚染水中に含まれるトリチウム約 860 兆ベクレルは、1 年間に日本に降る雨に含まれるトリチウム量の 3.9 倍という膨大な量である(経産省「ALPS 処理水について」、本年 7 月)。また、含まれる放射性物質はトリチウムだけではなく、除去しきれず、かつ基準値以上の放射性核種が含まれている。このような放射能汚染物質除去事業は、当該・周辺地域の住民の安全や生態系影響にとどまらず、広く住民生活や地場産業、特に農林水産業や食品加工業に悪影響を及ぼすことが懸念される。

使用済み燃料や「核のごみ」の保管、処分も行き詰まっている。玄海原発での MOX も含めた燃料プールの「リラッキング」、すなわち危険なすし詰め貯蔵が計画されている。原子力規制委員会は去る 7 月に青森県六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場の新規制基準適合を決定したが、核燃料サイクルが破綻しているもとでプルトニウムを生産するのは重大な矛盾である。さらに最終処分場選定のため、政府は文献調査と概要調査で応募した自治体に最大計約 90 億円の交付金を支給する。これは国による自治体の買収とも言うべき制度である。人口減少・財政悪化に苦しむ自治体がこの制度を利用するならば、住民や地域が分断され、地場産業が打撃を受けて、地域社会の持続可能性はむしろ低下する。

国内で稼働している原発は、現在4基にすぎない。他方、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入は進み、九州では天候によっては発電過剰となり、太陽光発電の出力抑制が実施されるほどである。原発はエネルギー転換までのつなぎどころか、このように一部ではその障害にさえなっている。ところが、高額のテロ対策・安全対策と称する工事が実施され、女川原発・東海第二原発などの再稼働が計画され、運転期間 40 年を超え、廃炉とすべき老朽原子炉に対策工事を施しての運転が来年にも開始されようとしている(美浜原発3号機、高浜原発1号機)。

原発維持派の最後の論拠は「発電時に二酸化炭素を出さない」こととなろうが、ウラン採掘、精錬、燃料加工などのシステム全体では CO₂ 発生を含む莫大な環境負荷がかかる。しかも、増殖炉の可能性がなくなった今日、ウランの資源量は天然ガスの半分にも満たず、それを使った代償に大量の放射性廃棄物と重大事故のリスクを負うのであるから、経済原理上も成り立たない。

目下、新型コロナウイルスによる感染が世界的に広がっている中では、原発職員の感染の恐れという、原発の安全な運転そのものを脅かす重大なリスクも生じており、また、ただでさえ困難な事故の際の住民避難がどのようになされうるのか想像もつかない。前者に関しては、4月に発生した玄海原発の工事関係者への感染が九電社員の自宅待機まで波及したことは記憶に新しい。本会は本年4月23日発出の声明「新型コロナウイルス感染拡大中の今、原子力発電所の即時運転停止を求める」で、感染拡大中の原発の即時運転停止を求めたところである。

2020年1月には広島高裁が四国電力伊方原発3号機運転差し止め仮処分を決定したが、それは、活断層、火山噴火の危険性に鑑みての決定である。地震・津波、台風、火山など災害が頻発する日本列島において、政府・電力事業者は依然として原発の災害脆弱性の問題を軽視している。

本会は、あらためて原発の即時停止を求める。また、棄民政策ともいうべき原発事故被災者への政府の態度を 180 度転換すること、放射性物質を拡散するような政策は直ちに止めることを求める。核燃料廃棄物「最終処分」に関しては、十分に慎重な検討と、立地地域の住民はもちろん全国民的な合意を前提としなければならず、現在の「札束政策」は直ちにやめるべきである。

2020年9月27日 日本科学者会議第51回定期大会